

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p><u>(6) 法第12条の7第1項の認定に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)</u>において行われる保管</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

(一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料)

第 32 条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、
当該各号に定める額の手数料を、申請の際、その申請をする者から
徴収する。

(1) - (10) (略)

(11) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申
請に対する審査 1件につき 147,000 円

(12) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係
る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000 円

(13) - (31) (略)

2 (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料)

第 32 条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、
当該各号に定める額の手数料を、申請の際、その申請をする者から
徴収する。

(1) - (10) (略)

(新設)

(新設)

(11) - (29) (略)

2 (略)

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第 37 条 市長は、法第 9 条の 2 第 1 項、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 19 第 4 項、第 19 条の 3 (第 17 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 19 条 10 第 1 項において読み替えて準用する第 19 条の 4 第 1 項又は第 19 条の 10 第 2 項において読み替えて準用する第 19 条の 5 第 1 項の規定による命令(第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 7 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 12 条の 6 第 3 項、第 14 条の 3 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 14 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 2 項 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 3、第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項(第 17 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 19 条の 6 第 1 項、第 19 条の 11 第 1 項又は第 21 条の 2 第 2 項の規定による処分 (第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 7 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。)若しくは特別措置法第 12 条第 1 項(特別措置法第 15 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第 37 条 市長は、法第 9 条の 2 第 1 項、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 19 第 4 項又は第 19 条の 3 の規定による命令(第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 7 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 12 条の 6 第 3 項、第 14 条の 3 (第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 14 条の 3 の 2 (第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 3、第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項、第 19 条の 10 第 1 項又は第 21 条の 2 第 2 項の規定による処分(第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 7 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。)若しくは特別措置法第 12 条第 1 項(特別措置法第 15 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による処分をしたときは、その旨、処分内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表すること

る処分をしたときは、その旨、処分の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

3 (略)

ができる。

3 (略)